平成２４年（フ）第４５４号
名古屋市天白区植田２丁目107番地　アーバンドエル植田２号棟401号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区萩山町３丁目26番地の１萩山シティハウス207号
破産者　尾﨑　貞美
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１４５号
愛知県一宮市丹陽町森本字川向2150番地１メゾンヴィヴァーチェ102
破産者　佐伯　徳章
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０５号
豊橋市新栄町字鳥畷109番地２　207、開始決定時の住所愛知県豊橋市多米西町２丁目10番地11、住民票上の住所愛知県新城市川田字本宮道８番地119
破産者　鈴木健太郎
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３４号
京都府京丹後市丹後町中浜594番地
破産者　古木　倫男
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１１号
京都府京丹後市網野町網野798番地の３
破産者　本家かまどや網野店こと　川崎　房子
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１２号
京都府京丹後市網野町網野798番地の３
破産者　川崎　敏明
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１６７７号
堺市南区竹城台２丁１番28―202号
破産者　井原　武男
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８６号
神戸市須磨区横尾６丁目１番地　７号棟103号
破産者　西村　好生
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３号
福岡県大川市大字榎津174番地７
破産者　田中三壽夫
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
大分市大字光吉1623番地の１
破産者　安藤　扇一
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９０号
函館市大森町29番10号
破産者　久保田　浩
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０９号
北海道旭川市永山８条16丁目２番23―２号ひまわりハウス
破産者　杉原　裕子
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５６号
北海道上川郡美瑛町字大村大久保協生
破産者　鈴木　　仁
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５７号
北海道上川郡美瑛町字大村大久保協生
破産者　鈴木　幸子
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７４号
北海道旭川市神居９条５丁目１番８号
破産者　小笠原不二夫
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４６号
北海道旭川市春光台４条７丁目３番地の24
破産者　佐藤　秀幸（旧姓大西）
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３１号
盛岡市上堂１丁目10番31号　サンプラザ上堂２―Ｄ号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字後268番地1828
破産者　出口　　正
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６５号
宮城県大崎市古川幸町１丁目６番18―201号コンフォート古川、従前の住所宮城県遠田郡美里町二郷字小島20番地
破産者　高橋　智行
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
群馬県館林市つつじ町25番19号
破産者　谷仲　雅幸
１　決定年月日　平成24年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部